

令和 4 年 7 月 22 日

各 位

紀の川市福祉部高齢介護課長  
( 公 印 省 略 )

令和 4 年度介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算処遇改善計画書の届出について

平素は、紀の川市高齢介護事業に格別なご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、標記の件について、令和 4 年 2 月から 9 月までの介護職員処遇改善支援補助金を継続する観点から、10 月より処遇改善加算及び特定加算に加え、介護職員等ベースアップ等支援加算が創設されます。加算算定される事業所につきましては、算定要件、記入要領を必ず確認の上、計画書及び介護給付費または介護予防・日常生活総合事業費算定に係る体制等に関する届出書、体制等状況一覧表を下記期日までに提出してください。

加算に関する考え方等（介護保険最新情報 Vol. 1082）の内容を必ずご確認の上、届出に際し遺漏のないようご留意願います。

#### 記

(提出期日)

**令和 4 年 8 月 31 日 (水) 当日消印有効**

※ **令和 4 年 10 月から加算を算定する場合**

※ 年度の途中（令和 4 年 11 月以降）から加算を算定する場合は、**加算を算定しようとする月の前々月末日**が提出期限となります。

(提出先)

紀の川市福祉部高齢介護課（〒649-6492 和歌山県紀の川市西大井 3 3 8 番地 本庁 2 階）

(提出方法)

上記提出先に持参又は郵送（郵送の場合は、控え返却用として宛先を記入し、切手を貼付した返信用封筒を同封してください。）

(提出部数)

**2 部** ※ 1 部は法人（事業所）控えとして、受付印押印のうえ返却します。

(提出書類)

① 介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算処遇改善計画書【別紙様式 2-1】

② 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算（施設・事業所別個表）【別紙様式 2-2、2-3、2-4】

※令和 4 年度において介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算をすでに届出・取得済みの場合は【別紙様式 2-2、2-3】は提出不要です。詳細は記入要領を確認してください。

③ 地域密着型サービス

・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙 3-2）

・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙 1-3）

④ 介護予防・日常生活総合事業

・介護予防・日常生活総合事業費算定に係る体制等に関する届出書（別紙 3 6）

・介護予防・日常生活総合事業費算定に係る体制等状況一覧表

A 2・A 6 用（別紙 1-4）、A 3・A 7 用（様式 4）があります。

(裏面あり⇒)

<提出に係る留意事項>

- ア 指定権者が異なる複数の介護サービス事業所等を計画の対象とした場合は、それぞれの指定権者に対して介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算処遇改善計画書（施設・事業所別個表を含む。）を提出する必要があります。
- イ 介護サービス事業所等を複数運営する事業者である場合、「介護給付費（介護予防・日常生活支援総合事業費）算定に係る体制等に関する届出書」、「介護給付費（介護予防・日常生活支援総合事業費）算定に係る体制等状況一覧表」については、サービス毎に別々に作成が必要となります。
- ウ 各種証明資料は、運営指導等において市（指定権者）から求めがあった場合には、速やかに提出できるよう適切に保管してください。

※計画書の内容をすべての雇用する職員に対し周知することとなっています。会議録や周知文書等により周知したことが確認できるようにしてください。

<その他の留意事項について>

※ 計画書を作成する際は、紀の川市ホームページ上に掲載している「介護保険最新情報 Vol.1082」を必ずご確認ください。

※ ①～④の様式については「紀の川市ホームページ」各課のご案内 → 高齢介護課のページのお知らせ → 令和4年度介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算処遇改善計画書 を参照してください。  
<http://www.city.kinokawa.lg.jp/kou-fuku/index.html> （高齢介護課 URL）

※ （介護予防・日常生活総合事業について）

請求時必要な A2. A6. A3. A7 サービスコード（単位数マスタ）については、後日ホームページに掲載予定です。

（担当）

紀の川市役所福祉部高齢介護課

TEL 0736-77-0980